

「請負金額の合計」の考え方及び報告方法について

【おさらい】

◎事前調査結果の報告が必要となる工事の規模要件

- ①解体部分の延床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
- ②請負金額の合計が100万円以上の建築物の改修（改造・補修作業）工事
- ③請負金額の合計が100万円以上の工作物の解体・改修（改造・補修作業）工事

※『請負金額の合計』の考え方について

- 材料費も含めた作業全体の請負代金（事前調査費用は含まない・消費税込み）
- 解体等工事を同一業者が2つ以上の契約に分割する場合はこれらを一つとみなす
- 建築物と工作物が混在する解体工事で建築物と工作物をそれぞれ分割して請け負う場合も一つとみなす
 - ▣ 上記①と③の両方に該当する場合は1件の解体工事として報告

※報告の方法

- 複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請業者がその他請負業者に関する内容も含めて報告
- 平成18年9月1日以降に着工した工作物について、同一の部分を定期的に改修する場合は、一度報告を行えば、その同一部分の工事については以後の報告は不要